

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和元年第8回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年11月25日(月)		
開催時間	午後2時00分～午後2時8分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	近藤 俊明 委員		
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	松野 美幸 子ども家庭部長
	菊地 崇 子ども政策課長		
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	肥高 浩二 管理係長
欠 席 者	河本 孝美 委員 山村 研二 教育改革担当部長 田巻 正義 学力定着推進課長 小坂 裕紀 教育指導課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 宮本 博之 学校運営部長 古川 弘雄 学校支援課長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 渡辺 隆史 学校施設課長 内田 裕司 学校改築担当課長 半貫 陽子 学務課長 森田 剛 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 下河邊 純子 青少年課長 川口 真澄 待機児対策室長 臺 富士夫 子ども施設整備課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 門藤 敦良 支援管理課長 楠山 慶之 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和元年11月25日

第8回足立区教育委員会臨時会

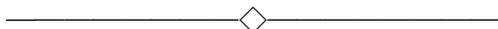
午後2時00分開会

○教育長 ただいまから本年第8回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。

よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小池委員、近藤委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1、第83号議案を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第83号議案

「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第83号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料9ページ、第83号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

令和元年特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った職員の給与改定実施に伴う条例の改正を行います。

本件につきましては、職員給与が民間給与を上回っており、公民較差を解消するため、月例給与の引き下げを行うものでございます。

勧告の内容ですが、給料表の改定が1点目でございます。全ての級及び号給について、給料月額を引き下げます。また、上位職への昇任を促す観点から、全ての級において、一部号給の引き下げを弱めます。

2点目が、期末手当、勤勉手当に関するものでございます。民間における特別給の支給状況

を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き上げます。引き上げ分につきましては、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振りします。

給与表の改定につきましては、令和2年1月1日から、勤勉手当につきましては、令和元年12月1日から適用になります。詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。

今後の方針でございますが、本議案を議決いただけましたら、令和元年第4回足立区議会定例会に提出させていただき、その後、関連する規則の改正をさせていただき予定でございます。

私からは、以上になります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第83号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いします。

近藤委員。

○近藤委員 民間との比較ということで、給与が引き下げられ、それと同時に、特別給が引き上げられるとなっておりますけど、全体として、どの程度上がるのか、または、下がるのか教えてください。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 勧告の中では、全体としての年間給与は2万2000円の増となっております。

○教育長 ほかによろしいですか。ないようですので、これより第83号議案「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他、何かございますか。

私から、11月22日の金曜日に当区教育委員会事務局学校施設課の職員が収賄の容疑で

逮捕される事件がございました。誠に遺憾に感じ、公正公平な公務員としてあつてはならないことだと思えます。今後、警察に全面的に協力させていただき、真相究明はもちろんのこと、再発防止に努めていきたいと考えております。

詳細については、まだ把握できておりませんので、次回以降説明させていただきたいと思えます。

以上です。

その他、何かございますか。ないようですので、以上をもちまして、本年第8回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後2時8分閉会

令和元年 第 8 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和元年 11月25日 月曜日 午後2時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第 1	第 83号議案 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の送付について……………	1
-------	---	---

第 8 3 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区
条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、
「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 3 0」に改め、同条第 3 項中
「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 4 5」
を「1 0 0 分の 5 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 3
0」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 6 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

第2条 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び付則第5項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、足立区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定に

よる改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000
	37	241,100	337,500	384,000	414,100
38	243,100	339,300	385,300	415,100	

39	245,200	341,100	386,600	416,100
40	247,400	342,900	387,800	417,100
41	249,500	344,600	389,000	418,000
42	251,600	346,300	390,200	418,900
43	253,700	348,000	391,400	419,800
44	255,800	349,600	392,400	420,600
45	258,000	351,100	393,200	421,400
46	260,000	352,600	394,100	422,100
47	261,900	354,100	395,100	422,800
48	264,100	355,600	396,100	423,400
49	266,100	357,000	396,900	424,100
50	268,300	358,400	397,700	424,800
51	270,600	359,700	398,500	425,400
52	272,700	361,100	399,300	425,900
53	274,900	362,400	400,000	426,400
54	276,900	363,700	400,800	427,000
55	279,100	364,900	401,600	427,500
56	281,200	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600

82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		

126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			
163	381,000			
164	381,400			
165	381,700			
166	382,100			
167	382,400			
168	382,800			
169	383,200			

再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300
-----------	--	---------	---------	---------	---------

第 8 3 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 1 月 2 5 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>令和元年特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴う条例の改正を行う。</p> <p>本年は、職員給与が民間給与を上回っており、公民較差(△0.58%、△2,235円)を解消するため、月例給与の引下げ改定を行う。</p> <p><令和元年特別区人事委員会勧告内容></p> <p>1 給料表(第6条関係)の改定</p> <p>(1) 全ての級及び号給について、給料月額を引下げ(初任給は据置き)</p> <p>(2) 上位職への昇任を促す観点から、全ての級において、一部号給の引下げを弱める。</p> <p>2 期末手当・勤勉手当(第27条・第30条)</p> <p>(1) 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引上げ(現行4.5月→4.65月)</p> <p>(2) 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り</p> <p>3 施行年月日</p> <p>上記1については、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>上記2については、令和元年12月1日から適用する。</p> <p>4 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	<p>令和元年第4回足立区議会定例会へ「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を提出する。</p> <p>条例改正後、関連する「足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」および「足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」を改正する。</p>

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正前	第1条による改正後（公布の日施行）
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の110</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>

第1条による改正後	第2条による改正後（令和2年4月1日施行）
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の110</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び付則第5項の規定 公布の日</p> <p style="text-align: center;">(2) 第2条の規定 令和2年4月1日</p> <p>2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。</p>

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、足立区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。